

# 橘処理センター維持管理情報

令和8年5月

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	3,859.90
	2号炉		5,812.99
	3号炉		1,478.81

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和8年5月1日 ~ 令和8年5月31日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	焼却炉出口	1133	800°C以上
	2号炉		1135	
	3号炉		1122	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん機入口	182	おおむね200°C以下
	2号炉		190	
	3号炉		186	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	煙突入口	9.2	100ppm以下
	2号炉		11.9	
	3号炉		11.3	

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	令和8年5月22日, 5月29日~30日
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	-

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	対象	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	
		測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
	1号炉	令和8年5月22日	令和8年6月15日	
	2号炉	-	-	
	3号炉	-	-	
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1号炉	煙突	0.00026	0.1
	2号炉		-	
	3号炉		-	
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	煙突	-	- 【15.7】
	2号炉		-	
	3号炉		-	
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	煙突	-	0.04
	2号炉		-	
	3号炉		-	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	煙突	-	150
	2号炉		-	
	3号炉		-	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	煙突	-	250
	2号炉		-	
	3号炉		-	

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。